

【参考】

平成 30 年度 滋賀県医学生修学資金制度改正の概要

1. 改正の趣旨

出身都道府県で臨床研修を行った医師は、研修終了後、出身都道府県で定着する割合が多いとのデータから、県内病院で診療業務に従事する医師を確保するため、出身者に対し積極的に修学資金を貸与すること、またそれら医師のキャリア形成について県が積極的に支援し、人材育成を行うことといった国の方針に沿った改正を行うとともに、平成 30 年度より導入された専門医制度で基幹施設・連携施設とされた医療機関のうち、これまで知事が指定する医療機関とされていなかった医療機関を知事が指定する医療機関とするとし、総合診療科専門医を目指す医師のため、一部診療所での勤務も可能としたものです。

2. 改正内容の要点

	旧制度	新制度
貸与対象者	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の医学部に在籍している 3 回生の者	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の医学部に在籍している 3 回生で、滋賀県出身の者
返還免除条件	医師免許取得後、5 年間、県内の病院で診療業務に従事すること。（うち 4 年目と 5 年目の 2 年間は指定病院に限る。また最大 3 年間は県外病院も可。）	医師免許取得後、6 年間、県内の病院で診療業務に従事し（うち 5 年目と 6 年目の 2 年間は指定病院に限る。）、滋賀県医師キャリアサポートセンターが別に定めるキャリア形成プログラムに参加すること。（最大 3 年間は県外病院も可。）
義務年限の 5 年目、6 年目に診療業務に従事する指定病院	県保健医療計画上一定の役割を担っている病院。（裏面一覧表ア～ケの病院）	県保健医療計画上一定の役割を担っている病院および（一社）日本専門医機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設・連携施設とされた医療機関。（裏面一覧表参照）

